注　その設備の内部最高周波数に応じて、次に掲げる周波数帯においてこの表に規定する許容値以下である場合は、一GHz以上六GHz以下の周波数帯において許容値以下であつたとみなす。

㈠　内部最高周波数が五〇〇MHz以下のときにあつては、一GHz以上二GHz以下

㈡　内部最高周波数が五〇〇MHzを超え一GHz以下のときにあつては、一GHz以上五GHz以下

㈢　内部最高周波数が一GHzを超えるときにあつては、一GHz以上内部最高周波数の五倍の周波数又は六GHzのいずれか小さい方以下

㈣　内部最高周波数が不明のときにあつては、一GHz以上六GHz以下

(6)　(1)㈠又は㈡に規定する許容値を適用した場合にあつては、その設備の取扱説明書等に、専用の変圧器又は発電機に直接接続する設備であつて、低圧の架空電力線に直接接続しない設備である旨が明記されていること。

五　一〇kHz以上四〇〇GHz以下の周波数の高周波エネルギーを電磁放射、誘導結合又は容量結合の形式で用いる設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低圧の電力系統に直接接続する施設以外の施設で使用されるもののうち、設置場所において試験を行うもの

(1)　当該設備が設置されている建造物の外壁から一〇〇メートルの距離（当該設備が設置されている建造物の外壁と当該設備の設置者の占有に属する区域の境界との間の最も近い距離を二・五（一MHz以上の周波数にあつては、四・五）で除した距離に、三〇メートルを加えた距離が一〇〇メートルに満たないときは、その距離（その距離が当該設備の設置者の占有に属する区域の境界を超えるときは、当該設備が設置されている建造物の外壁と当該設備の設置者の占有に属する区域の境界との間の最も近い距離又は三〇メートルのいずれか長い距離）。(2)において同じ。）において、利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
一五〇kHzを超え四九〇kHz未満	二三・五デシベル
［略］	［略］

［新設］

五　一〇kHz以上四〇〇GHz以下の周波数の高周波エネルギーを発生させて、そのエネルギーを材料の処理、検査又は分析のために用いる設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設以外の施設で使用され、設置場所において試験を行うもの

(1)　当該設備が設置されている建築物の外壁から一〇〇メートルの距離（当該設備が設置されている建築物の外壁と当該設備の設置者の占有に属する区域の境界との間の最も近い距離を二・五（一MHz以上の周波数にあつては、四・五）で除した距離に、三〇メートルを加えた距離が一〇〇メートルに満たないときは、その距離（その距離が当該設備の設置者の占有に属する区域の境界を超えるときは、当該設備が設置されている建築物の外壁と当該設備の設置者の占有に属する区域の境界との間の最も近い距離又は三〇メートルのいずれか長い距離）。(2)において同じ。）における磁界強度の最大許容値

周波数帯	準尖頭値の最大許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
一〇kHz以上一五〇kHz以下	（一）一一・五デシベル
一五〇kHzを超え四九〇kHz未満	二三・五デシベル
［同上］	［同上］